

# 参 考 資 料

令和 4 年 6 月

市 議 会 定 例 会

# 目 次

|            | 内 容                      | 頁  |
|------------|--------------------------|----|
| 議案第 36 号関係 | 寝屋川市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正 | 1  |
| 議案第 37 号関係 | 寝屋川市税条例等の一部改正            | 3  |
| 議案第 38 号関係 | 寝屋川市立こどもセンター条例の廃止        | 20 |
| 議案第 39 号関係 | 寝屋川市後期高齢者医療に関する条例の一部改正   | 21 |
| 議案第 40 号関係 | 寝屋川市立青少年の居場所条例の一部改正      | 23 |

## 寝屋川市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正

### 1 改正理由

印鑑登録証明書の交付の申請について、個人番号カードを利用して電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとするため、一部改正を行う。

### 2 改正内容

#### (1) 電子情報処理組織による印鑑登録証明書の交付の申請等

(改正後の第14条の2関係)

ア 印鑑登録証明書の交付の申請については、規則で定めるところにより\*1、個人番号カード(署名用電子証明書が記録されたもの)を利用して規則で定める電子情報処理組織\*2を使用する方法により行うことができる。

\* 『寝屋川市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則』において、

\*1=「印鑑登録証明書交付申請書の記載事項を、申請をする者の使用に係る電子計算機から入力しなければならないこと」及び「入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子証明書と併せてこれを送信しなければならないこと」を定める。

\*2=「寝屋川市の使用に係る電子計算機」と「申請をする者の使用に係る電子計算機であって、寝屋川市の定める技術的基準に適合するもの」とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

イ 市長は、アによる申請に基づき印鑑登録証明書を交付する場合には、郵便により、これを送付するものとする。

#### (2) 附則

施行期日 令和4年8月1日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

# 寝屋川市印鑑の登録及び証明に関する条例

No.1

| 改正案  | 現行          |
|--|-------------|
| <p>(電子情報処理組織による印鑑登録証明書<del>の交付の申請等</del>)<br/> <u>第14条の2</u> <u>前条のほか、印鑑登録証明書の交付の申請については、第13条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条第1項に規定する署名用電子証明書が記録されたものに限る。）を利用して規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。</u><br/> <u>2</u> <u>市長は、前項の規定による申請に基づき印鑑登録証明書を交付する場合には、郵便により、これを当該申請をした者に送付するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、令和4年8月1日から施行する。</p> | <p>(新設)</p> |

## 寝屋川市税条例等の一部改正

### 1 改正理由

『地方税法』の改正に伴い、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除〔住宅ローン控除〕の延長等を行うほか、所要の規定の整備を行うため、一部改正を行う。

### 2 主な改正内容

#### (1) 『寝屋川市税条例』の一部改正〔第1条〕

##### ① 市民税

ア 所得割の課税標準（第20条関係）、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除（第26条関係）、上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例（附則第38条の2関係）等

上場株式等に係る配当所得等について、課税方式を所得税と一致させるよう、規定の整備を行う。

※ 「金融所得課税に関して、所得税と個人の市民税が一体として課税されるよう制度設計されてきた」ことを踏まえ、課税方式についても一致させることとされた。

イ 個人の市民税に係る給与所得者又は公的年金等受給者の扶養親族等申告書（第30条の2、第30条の3関係）

「給与所得者の扶養親族申告書」又は「公的年金等受給者の扶養親族申告書」の記載事項について、退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者の氏名を追加する。（「扶養親族等申告書」とする。）

ウ 個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除（附則第11条の2の2関係）

住宅借入金等特別税額控除〔住宅ローン控除〕の適用期限について、令和20年度分まで〔現行=令和15年度分まで〕及び居住年が令和7年であるものまで〔現行=令和3年であるものまで〕延長する。

##### ② 固定資産税等（固定資産税及び都市計画税）

ア 固定資産税等の課税標準について条例で定める割合（附則第14条関係）

- 『下水道法』に規定する公共下水道を使用する者が設置した所定の除害施設について、課税標準の特例措置に係る割合を引き上げる。

- 『特定都市河川浸水被害対策法』の規定により指定された貯留機能保全区域内にある土地について、課税標準の特例措置を定める。
- ③ その他、『地方税法』の改正に伴い、市民税及び固定資産税等に関する規定の整備を行う。
- (2) 『寝屋川市税条例等の一部を改正する条例』（令和3年寝屋川市条例第17号）の一部改正〔第2条〕  
『地方税法』の改正内容に合わせ、未施行の改正規定の整備を行う。
- (3) 附則
  - ア 施行期日  
一部の規定を除き\*、公布の日  
〔\* (1)中、①イ・ウ = 令和5年1月1日、①ア = 令和6年1月1日、  
③(一部) = 令和5年1月1日・令和6年4月1日〕
  - イ 経過措置  
『地方税法』の改正に係る経過措置の例に倣い、改正後の規定についての経過措置を定める。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

# 寝屋川市税条例等の一部改正

No.1

## 1 寝屋川市税条例〔第1条関係〕

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第10条 法第20条の10の納税証明書の交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたもの)の交付を含む。)の手数料は、寝屋川市手数料条例(平成12年寝屋川市条例第9号)に定めるところによる。ただし、道路運送車両法第97条の2第1項に規定する証明書については、手数料を徴しない。</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第30条第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</p> | <p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第10条 法第20条の10の納税証明書の交付手数料</p> <p>は、寝屋川市手数料条例(平成12年寝屋川市条例第9号)に定めるところによる。ただし、道路運送車両法第97条の2第1項に規定する証明書については、手数料を徴しない。</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次の各号に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</p> <p>ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しない</p> |

## 改正案

## 現行

|  |  |
|--|--|
| <p>5 (略)</p> <p>6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第30条第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</p> | <p>ことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第29条第1項の規定による申告書</p> <p>(2) 第30条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</p> <p>5 (略)</p> <p>6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次の各号に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第29条第1項の規定による申告書</p> <p>(2) 第30条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</p> |
|--|--|



## 改正案

## 現行

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)  
 第26条 所得割の納税義務者が、第20条第4項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第22条及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、施行令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の府民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 (略)

(市民税の申告)

第29条 第14条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただ

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)  
 第26条 所得割の納税義務者が、第20条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第22条及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、施行令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の

個人の府民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 (略)

(市民税の申告)

第29条 第14条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただ

## 改正案

## 現行

し、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（施行令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第24条の2第1項及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第15条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

し、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（施行令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者

に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第24条の2第1項及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第15条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

## 改正案

## 現行

|   |   |
|---|---|
| <p>2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第3項ただし書の規定により、市長の定める様式による。</p> <p>3～9 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第30条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>所得割の納税義務者（合計所得金額が10,000,000円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が1,330,000円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名</u></p> | <p>2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により、市長の定める様式による。</p> <p>3～9 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第30条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> |
|---|---|

改正案

現行

(3) (略)  
 (4) 前3号に掲げるもののほか、施行規則で定める事項  
 2～5 (略)  
 (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)  
 第30条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第50条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。  
 い。

(2) (略)  
 (3) 前2号に掲げるもののほか、施行規則で定める事項  
 2～5 (略)  
 (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)  
 第30条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族  
 \_\_\_\_\_  
 (控除対象扶養親族  
 \_\_\_\_\_  
 を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。  
 い。

| 改正案   | 現行   |
|---|--|
| <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>特定配偶者の氏名</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>前3号に掲げるものほか、施行規則で定める事項</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)</p> <p>第84条 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧（<u>法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたもの</u>の閲覧を含む。）の手数料は、<u>寝屋川市手数料条例の定めるところによる</u>。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合には、<u>手数料を徴しない</u>。</p> <p>(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)</p> <p>第85条 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書（<u>同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。</u>）の交付（<u>法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたもの</u>の交付を含む。）の<u>手数料は、寝屋川市手数料条例の定めるところによる</u>。</p> <p>附 則</p> <p>（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）</p> <p>第11条の2の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の</p> | <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるものほか、施行規則で定める事項</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)</p> <p>第84条 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧の</p> <p>手数料は、<u>寝屋川市手数料条例の定めるところによる</u>。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合には、<u>手数料を徴しない</u>。</p> <p>(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)</p> <p>第85条 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書（<u>同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。</u>）の<u>交付手数料</u></p> <p>は、<u>寝屋川市手数料条例の定めるところによる</u>。</p> <p>附 則</p> <p>（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）</p> <p>第11条の2の2 平成22年度から<u>令和15年度</u>までの各年度分の</p> |

| 改正案   | 現行   |
|---|--|
| <p>個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第22条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合は、<u>5分の4</u>とする</p> <p>3～24 (略)</p> <p>25 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p> <p>26・27 (略)</p> <p>(読替規定)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、<u>第40項若しくは第44項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限</p> | <p>個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第22条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする</p> <p>3～24 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>25・26 (略)</p> <p>(読替規定)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項若しくは<u>第40項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限</p> |

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>り、第133条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第38条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定のうち、<u>租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等</u> (以下この項において「<u>特定上場株式等の配当等</u>」<u>という。</u>)に係る配当所得に係る部分<u>は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。</u></p> | <p>り、第133条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第38条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定のうち、<u>租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等</u> (以下この項において「<u>特定上場株式等の配当等</u>」<u>という。</u>)に係る配当所得に係る部分<u>は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第20条第4項に規定する特定配当申告書を提出した場合(次の各号に掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第22条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。</u></p> <p>(1) 第20条第4項ただし書の規定の適用がある場合</p> <p>(2) 第20条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。</p> |

改正案

現行

3 (略)  
 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)  
 第41条 (略)  
 2 (略)  
 3 第1項 (前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第34条の4まで、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。  
 (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)  
 第50条の2 (略)  
 2・3 (略)  
 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の所得税に係る第30条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

3 (略)  
 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)  
 第41条 (略)  
 2 (略)  
 3 第1項 (前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。  
 (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)  
 第50条の2 (略)  
 2・3 (略)  
 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次の各号に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適



## 改正案

## 現行

|   |  |
|---|--|
| <p>5 (略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項後段の規定は、<u>条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第30条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</u></p> | <p>用する。ただし、<u>第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第29条第1項の規定による申告書</u></p> <p>(2) <u>第30条第1項に規定する確定申告書 (同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> <p>5 (略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項後段の規定は、<u>条約適用配当等に係る所得が生じた年度の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書 (市民税の納税通知書が送達される時まで提出された次の各号に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)</u>に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき (条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、<u>第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を</u></p> |
|---|--|

## 改正案

## 現行

|   |  |
|---|--|
| <p>5 (略)</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第26条の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第51条第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年分の所得税に係る」と同条第4項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合</p> <p>_____であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき又は第20条第6項と、同条第3項中「法第37条の</p> | <p>適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>第29条第1項の規定による申告書</u></p> <p>(2) <u>第30条第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第26条の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第51条第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき又は第20条第6項と、同条第3項中「法第37条の</p> |
|---|--|

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p> <p>(削る)</p> | <p>4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第56条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第11条の2の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</p> <p>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第11条の2の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</p> |

2 寝屋川市税条例等の一部を改正する条例〔第2条関係〕

| 改正案  | 現行  |
|--|---|
| <p>(寝屋川市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 寝屋川市税条例（平成16年寝屋川市条例第23号）の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>第30条の3第1項中「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者に限</p> | <p>(寝屋川市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 寝屋川市税条例（平成16年寝屋川市条例第23号）の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>第30条の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者</p> |

| 改正案   | 現行   |
|---|--|
| <p>る」に改める。<br/>(後略)<br/>附 則<br/>(市民税に関する経過措置)<br/>第2条 第1条の規定による改正後の寝屋川市税条例（以下「新条例」という。）第15条第2項、第19条第1号及び第30条の3第1項並びに附則第6条第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 (略)</p> | <p>る」に改める。<br/>(後略)<br/>附 則<br/>(市民税に関する経過措置)<br/>第2条 第1条の規定による改正後の寝屋川市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分<br/>は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 (略)</p> |

附 則  
(施行期日)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第1条中寝屋川市税条例第30条の2の見出し及び同条第1項並びに第30条の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第11条の2の2第1項及び第41条第3項の改正規定並びに同条例附則第56条を削る改正規定並びに第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日
  - (2) 第1条中寝屋川市税条例第20条第4項及び第6項、第26条第1項及び第2項、第29条第1項ただし書及び第2項並びに同条例附則第38条の2第2項、第50条の2第4項並びに第51条第4項及び第6項の改正規定並びに第2条（寝屋川市税条例等の一部を改正する条例（令和3年寝屋川市条例第17号）附則第2条第1項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日
  - (3) 第1条中寝屋川市税条例第10条、第84条及び第85条の改正規定並びに次条並びに附則第4条第3項及び第4項の規定 令和6年4月1日

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の寝屋川市税条例（以下「新条例」という。）第10条（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条

の4に係る部分に限る。)の規定は、令和6年4月1日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。  
(市民税に関する経過措置)

- 第3条 新条例第30条の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第30条の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の寝屋川市税条例（次項において「旧条例」という。）第30条の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 2 新条例第30条の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する第30条の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第30条の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の寝屋川市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。  
(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)
- 第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税又は都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税又は都市計画税について適用し、令和3年度分までの固定資産税又は都市計画税については、なお従前の例による。
- 2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第84条（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、令和6年4月1日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。
- 4 新条例第85条（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、令和6年4月1日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

## 寝屋川市立こどもセンター条例の廃止

### 1 廃止理由

寝屋川市立こどもセンターを令和4年度限りで廃止することから、条例を廃止する。

※ センターの廃止後、

- 「育児サークル活動の支援等に関すること」については、寝屋川市立子育てリフレッシュ館において一元的に行うこととする。
- 当該地域に係る子育て支援に関する事業については、当面、寝屋川市立中央幼稚園の空き教室を活用して行うこととする。

### 2 内容

#### (1) 条例の廃止

『寝屋川市立こどもセンター条例』を廃止する。

#### (2) 附則

##### ア 施行期日

令和5年4月1日

##### イ センターの廃止に伴う当面の措置

現にセンターにおいて行われている当該地域に係る子育て支援に関する事業については、寝屋川市立中央幼稚園が廃止される\*までの間は、当該幼稚園の空き教室を活用して行うものとする。

\* 寝屋川市立中央幼稚園は、『認定こども園への移行を図るための寝屋川市立幼稚園条例及び寝屋川市立保育所条例の一部を改正する条例』（当該条例案は、令和4年3月市議会定例会で可決した。）により、令和5年度限りで廃止される。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

(議案第 39 号関係)

## 寝屋川市後期高齢者医療に関する条例の 一部改正

### 1 改正理由

大阪府後期高齢者医療広域連合の『大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例』の改正により、引用する同条例の条項が移動したことに伴い、所要の規定の整理を行うため、一部改正を行う。

### 2 改正内容

#### (1) 寝屋川市において行う事務(第2条関係)

引用する『大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例』の条項を改める。

#### (2) 附則

施行期日 公布の日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

# 寝屋川市後期高齢者医療に関する条例

No.1

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>(寝屋川市において行う事務)</p> <p>第2条 寝屋川市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 広域連合条例附則第3条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</p> <p>(9) (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> | <p>(寝屋川市において行う事務)</p> <p>第2条 寝屋川市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</p> <p>(9) (略)</p> |



## 寝屋川市立青少年の居場所条例の一部改正

### 1 改正理由

寝屋川市立青少年の居場所を統合することに関し 所要の規定の整備を行うため、一部改正を行う。

### 2 改正内容

#### (1) 位置 (第2条関係)

青少年の居場所について、2施設〔「ハピネス」(所在:八坂町)及び「スマイル」(所在:池田西町)〕を1施設〔「スマイル」〕に統合する。

※ 今後、『ターミナル化構想』の実現を図るなかで、青少年の居場所の在り方についても検討を行う。

#### (2) 附則

施行期日 令和5年4月1日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

# 寝屋川市立青少年の居場所条例

No.1

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>(名称及び位置)<br/>           第2条 青少年の居場所の名称及び位置は、次のとおりとする。<br/>           (1) (略)<br/>           (2) 位置 <u>大阪府寝屋川市池田西町24番5号</u></p> <p>附 則<br/>           この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p> | <p>(名称及び位置)<br/>           第2条 青少年の居場所の名称及び位置は、次のとおりとする。<br/>           (1) (略)<br/>           (2) 位置<br/>           ア <u>大阪府寝屋川市池田西町24番5号</u><br/>           イ <u>大阪府寝屋川市八坂町28番13号</u></p> |